

振替決済口座管理規定

2020年3月2日現在

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客様が「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振決国債」といいます。）に係る口座を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振決国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当金庫が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決国債の記載または記録をする内訳区分と、それ以外の振決国債の記載または記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
- 3 当金庫は、お客様が振決国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

(振替決済口座の開設)

- 第3条 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当金庫所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定にしたがい取引時確認を行わせていただきます。
- 2 当金庫は、お客様から申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
 - 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則にしたがって取り扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客様は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めにしたがって、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定にしたがい本人確認を行わせていただきます。

(当金庫への届出事項)

第3条の3 申込書に押なつされた印影および記載された氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様または当金庫からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。
なお、継続後も同様とします。

(手数料)

第5条 当金庫は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに当金庫所定の料金をいただくことがあります。

- 2 当金庫は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第10条により当金庫が受け取る振決国債の償還金、利子または買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。

(振替の申請)

第6条 お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものの他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- (2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
- 2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当金庫に提示いただかなければなりません。
 - (1) 当該振替において減額および増額の記載または記録がされるべき振決国債の銘柄および金額
 - (2) お客様の振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
 - (3) 振替先口座
 - (4) 振替先口座において、増額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
- 3 前項第1号の金額は、その振決国債の最低額面金額の整数倍となるよう指示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 振決国債の全部または一部を振替えるときは、その7営業日前までに、当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客様等が当金庫所定の依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。
- 6 当金庫に振決国債の買取りを請求される場合、前項の手続きを待たずして振決国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第7条 当金庫は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

また、当金庫で振決国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当金庫および口座を開設している営業店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の振替口座依頼書によりお申込みください。

(担保の設定)

第8条 お客様の振決国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当金庫所定の手続きによる振替処理により行います。

(みなし抹消申請)

第9条 振替決済口座に記載または記録されている振決国債が償還（分離利息振決国債にあっては、利子の支払い）された場合には、お客様から当金庫に対し、当該振決国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当金庫がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

(元利金の代理受領等)

第10条 振替決済口座に記載または記録されている振決国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の元金および利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領してから、信金中央金庫が当金庫に代わってこれを受取り、当金庫が信金中央金庫からお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。

(お客様への連絡事項)

第11条 当金庫は、振決国債について、残高照合のための報告をご通知します。

2 前項の残高照合のための報告は、振決国債の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。

なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫のリスク統括部お客様サポート室に直接ご連絡ください。

3 当金庫が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いましたが他の送付書類を発送した場合には、延着しましたは到達しなかつたときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの第2項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更手続き)

第12条 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他のお届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うことがあります。

2 前項により届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ振決国債の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

(当金庫の連帯保証義務)

第13条 日本銀行または信金中央金庫が、振替法に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。

(1) 振決国債（分離適格振決国債、分離元本振決国債または分離利息振決国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行または信金中央金庫において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかつたことにより生じた振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金および利子の支払いをする義務

(2) 分離適格振決国債、分離元本振決国債または分離利息振決国債の振替手続きを行った際、日本銀行または信金中央金庫において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかつたことにより生じた分離元本振決国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振決国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振決国債および当該国債と利子の支払期日と同じくする分離適格振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務

(3) その他、日本銀行または信金中央金庫において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかつたことにより生じた損害の賠償義務

(反社会的勢力との取引拒絶)

第14条 振替決済口座は、お客様が第16条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第16条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は振替決済口座の開設をお断りするものとします。

(解約等)

第15条 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その7営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、振決国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振決国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客様が手数料を支払わないとき
- (2) お客様について相続の開始があったとき
- (3) お客様等がこの規定に違反したとき
- (4) 口座残高がないとき
- (5) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

3 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、またはお客様に通知をすることにより、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振替国債を他の口座管理機関

へお振替えください。ただし、第7条に定める振替を行うことができないと当金庫が判断した場合は、振替国債を換金し、金銭によりお返しすることができます。なお、この換金により生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫に損害が生じたときは、その損害額を直ちにお支払いください。

(1) お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場合

- イ. 暴力団
- ロ. 暴力団員
- ハ. 暴力団準構成員
- ニ. 暴力団関係企業
- ホ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ヘ. その他イからホに準ずる者

(2) お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- イ. 暴力的な要求行為
- ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ニ. 風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- ホ. その他イからニに準ずる行為

4 第2項または第3項に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振決国債および金銭については、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第16条 法令の定めるところにより振替国債の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第17条 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影をお届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振決国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影がお届出の印鑑と相違するため、振決国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振決国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により、振決国債の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第17条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

(この規定の変更)

第18条 この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することができます。変更するときは、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。